

2021年度 和光大学 自己点検・評価結果について

和光大学 自己点検・自己評価委員会

基準1 理念・目的

- ・初代学長 梅根悟が示した「自由な研究と学習の共同体」という理念に基づき、「人文的・社会的教養と新時代の知見・技術とが調和し統一した人間の育成」及び「社会の発展と文化の進展に寄与する」ことを目的として定めている。目的は「大学学則」及び「大学院学則」に明記し、大学 WEB サイトや『大学案内』等を通して、広く学内外に公表している。
- ・2014年に第二次未来構想会議を立ち上げ、2025年までの将来に向けた大学発展のための方針を答申としてまとめ、同年12月の「学長見解」とあわせて指針とし、理念・目的の実現に向けた取り組みが進められている。しかし、この指針に基づいた具体的な中・長期計画の策定には至っていないため、今後の課題である。

基準2 内部質保証

- ・従来は3～4年単位で実施していた点検・評価を、全ての部局において1年単位のPDCAサイクルを設定し、毎年度行うことに改め、2020年度から開始した。教員組織については各学部教授会及び各委員会において、事務局については各室において改善目標を設定し、達成度のチェックを行ったうえで、自己点検・自己評価委員会が取りまとめて学長室会議に報告し、学長室会議のもとで改善方針を策定し、改善・向上を図ることとしている。

基準3 教育研究組織

- ・理念・目的の実現に向けて、各学部・研究科や各種委員会、センター・フォーラムを適切に設置している。教育研究組織の適切性については、全学教授会、各学部教授会、大学院研究科委員会が、教育課程の見直しや学科等の改編等の対応を行い、学長室会議を中心とした内部質保証体制のもとで点検・評価を組織的に行っている。
- ・センター・フォーラム等については、全学的な視点での教育研究組織の適切性について、定期的な検証を行っていない。

基準4 教育課程・学習成果

- ・学位授与方針は、大学及び大学院の方針を定め、各学部・研究科において授与する学位ごとに、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を示した方針を定め、大学 WEB サイトで公表している。
- ・教育課程編成方針は、大学及び大学院の方針を定め、各学部・研究科において授

与する学位ごとに、教育課程の編成又は実施に関する基本的な考え方を示した方針を定め、大学 WEB サイトで公表している。

- ・卒業・修了のための具体的な要件、カリキュラムの順次性・体系性、各科目の単位数等を『学修の手びき』等で明示し、各カリキュラムの特性に応じた教育を実施している。
- ・各学部においては、2019 年度以降の入学者は、1 年間に履修登録できる単位数の上限を編入学者等も含めて 50 単位未満（後述する現代人間学部心理教育学科子ども教育専修幼児教育課程の 1 年次及び 2 年次生は除く）に設定し、「大学学則」及び「大学院学則」、「履修規程」等に則り適切に既修得単位の認定を行うなど、単位の実質化を図り、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。しかし、卒業研究と卒業論文の具体的な審査基準の検討、学位授与方針に示した学習成果と測定結果との比較検討、学習効果測定のためのアセスメントテストの導入等の課題も残されている。
- ・現代人間学部心理教育学科子ども教育専修幼児教育課程の 1 年次及び 2 年次生については、1 年間に履修登録できる単位数の上限が 59 単位と高くなっているが、2023 年度から運用できるよう検討を開始している。
- ・研究科においては、あらかじめ『学修の手びき』に示した計画に基づき研究指導を実施するほか、「大学院学則」及び「履修規程」等に則り適切に既修得単位の認定及び学位の授与を行うなど、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。しかし、教育課程の実施に関する方針の明示、学位授与方針についての指標化、客観的な測定方法の検討、学位に求める水準を満たす論文であるか否かの審査基準及び研究指導計画の明示、キャリア教育の充実等の課題がある。

基準 5 学生の受け入れ

- ・入学者受け入れ方針は、大学及び大学院の方針を定めたうえで、各学部・研究科において授与する学位ごとに、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を理解するために必要な情報を『学生募集要項』『大学案内』、大学 WEB サイトで公表している。なお、大学 WEB サイトでは、学位授与方針、教育課程編成方針も公表している。
- ・入学者選抜は、入学者受け入れ方針に基づいて、学部においては総合型選抜（授業体験方式、事前課題方式、小論文方式）、学校推薦型選抜（公募制、指定校、内部推薦）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜や、外国人留学生、海外帰国生徒、社会人、中国引揚者等子女、編入学生、転部転科学生等を対象とした各種選抜を実施している。研究科においては、7 月（春期入学／秋期入学）及び 2 月（春期入学）にそれぞれ入学試験を実施している。各学部・研究科において、入学者選抜を実施するための制度、運営体制を整備し、当日の運営体制及び実施方法について明確にした実施要領を作成し、受験上特別の配慮を必要とする受験生への対応を含めて、公正に、そして丁寧に実施している。
- ・各学部・研究科における定員管理は、入学者数、在籍学生数ともに定員に沿って適切に管

理している。

- ・入学者受け入れ方針の適切性については、学長室会議、入試実施委員会、広報会議、各学部教授会、大学院研究科委員会、各学科会議等において定期的に点検・評価しており、次年度の改善・向上に繋げている。

基準6 教員・教員組織

- ・初代学長 梅根悟著『小さな実験大学』所収「和光大学の教師たち」に示された求める教員像を基盤として、教員組織を適切に編制している。
- ・授業改善を目的とした「授業アンケート」、特定のテーマでのFD研修会等を全学的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に努めているが、大学院独自のFDのあり方が課題となっている。
- ・各学部・研究科においては、教員・教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めているが、各学部・研究科の教員組織の編制に関する方針は策定していないので、今後の課題である。

基準7 学生支援

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援体制を整備し、修学支援、生活支援、進路支援、課外活動支援等について、関係する諸委員会と各事務局（教学支援室、学生支援室、キャリア支援室、学生相談センター、医務室等）が必要に応じて連携し、きめ細かな取り組みを行っている。
- ・修学支援については、全学科で「コア・クラス・ティーチャー（C.C.T.）」制度を採用し、「C.C.T.」を通じた支援（成績不振の学生や留学生に対する指導・サポート、合理的配慮に関わるサポート等）体制を整備している。
- ・生活支援、進路支援、課外活動支援について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても停滞することがないように取り組んでいる。
- ・学生支援の適切性については、教学会議、資格課程会議、学生生活会議、キャリア支援会議等において検証しているものの、一部の部局においては検討・改善の余地がある。

基準8 教育研究等環境

- ・教育研究等環境の整備については、毎年、学長が「学長所信」で方針を示しており、2022年度には「キャンパス施設建設委員会」を設置し、さらなる環境整備を検討することとしている。しかし、大学として教育研究等環境整備の方針は策定していないため、今後の課題である。
- ・2021年度に実施した主なICT関連の環境整備は、認証サーバの増強、学内Wi-Fiの更改、教学支援システム「和光ポータル」のバージョンアップ等である。また、2021年度からスクールバスを大幅に増便した。

- ・図書・情報館を「教育研究を促す滞在型学習空間」と捉えて整備しており、リサーチスペースやプレゼンテーションルーム、メディアサロン等とともに全学的なラーニングコモンズの間として有機的に機能することを目指している。
- ・今後、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育・研究活動支援体制を全学的に整備することが課題である。
- ・研究活動の不正防止の取り組みとして、全学生に文書「研究活動における不正行為への注意」を配付し、大学院生には研究倫理の遵守に関する講習の受講を義務づけている。
- ・教育研究等環境や情報倫理に関する方針について、教職員に適切に明示できるよう検討している。

基準 9 社会連携・社会貢献

- ・2016 年度に設置した地域連携研究センターが中心となり、大学開放フォーラム、地域・流域共生フォーラム、ジェンダーフォーラム、国際交流センターにおいて、多様な社会連携・社会貢献を行っている。特に、大学が隣接する川崎市麻生区岡上地域を中心とした地域の活性化については、「おかがみ寺子屋事業」における小学生の体験教室支援や芸術学科による「サトヤマアートサンポ」の定期実施などが好調である。
- ・「ジェンダー・スタディーズ・プログラム」や地域連携活動と結び付いた共通教養科目「地域デザイン」「タウンマネジメント」を開講し、教育プログラムの充実を図ることで地域社会へ貢献する人材の育成にも取り組んでいる。
- ・地域連携研究センターには、教職員・学生が地域と連携・協働しながら、地域が抱える課題やニーズに対して、その解決や新たな方向性を模索するために取り組むプロジェクト「社会連携研究プロジェクト」や「地域応援プロジェクト」の制度があり、適切な予算措置をし、さらなる社会連携・社会貢献活動を推進している。
- ・連携する機関や地域に関する厳密な定義について、全学的なコンセンサスが十分に取れていないことが今後の課題である。また、具体的な活動内容を地域社会に公表できていなかったが、2021 年度から広報冊子『逕』を年 1 回刊行することとし、今後の発展が期待できる。

基準 10 (1) 大学運営

- ・大学運営の方針、諸規則を定め、それに則った権限付け、事務組織配置を行い、適切に運営している。
- ・大学運営に関する SD への教員の積極的な関与について、検討・改善の余地がある。
- ・予算執行の効果の検証とそれに基づく予算配分の見直しの取り組みについては引き続きの課題である。
- ・運営の適切性については、学長室会議、監査委員会、部長会議などで随時検証がなされているが、適切な根拠（資料・情報）に基づく点検・評価の取り組みが十分ではない。

基準10(2) 財務

- ・中・長期の財政計画の策定について、学園中期計画等の中で取り組んでいるが、最新の情勢を反映した既存計画の見直しや大学独自の計画策定の取り組みが十分ではない。
- ・学生確保による安定した収入の維持や人件費削減に取り組んでいるが、抜本的な財政構造の改善と財政基盤の確立の取り組みについては引き続きの課題である。
- ・外部資金の獲得について、科研費の採択件数・獲得金額は横這い傾向であり、外部資金の戦略的な獲得・確保について、検討・改善の余地がある。